

令和8年1月29日

会員各位

笠岡商工会議所

## 『笠岡市民生活応援商品券』取扱い加盟店登録申請のお願いについて

皆様におかれましては、平素より当商工会議所の各種事業にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび笠岡市が国の「重点支援地方交付金」を活用し、光熱費・食料品等の物価高騰に対する支援と地域経済の活性化支援を目的として『笠岡市民生活応援商品券』(使用期限付き)を発行し、市民の皆様へ配付することとなりました。笠岡商工会議所では加盟店募集の委託を受けて皆様にご案内をしております。

この事業の加盟店になっていただくには、今回の商品券を利用できる店舗として特定事業者の登録が必要になりますので、ご希望される場合は別紙の特定事業者登録申請書と換金時に使用する通帳の写しを添付のうえ、2月13日(金)までに笠岡商工会議所までご提出くださいますようよろしくお願ひいたします。

### < 笠岡市民生活応援商品券配付事業の実施概要 >

- ・配付対象者 令和8年2月1日において本市の住民基本台帳に登録されている者
- ・配付方法 世帯主宛に3月中旬から順次発送予定
- ・配付額面 対象者1人につき10,000円分(1,000円券×10枚綴り)
- ・使用期間 令和8年3月15日(日)～令和8年9月30日(水)まで
- ・換金期間 令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)まで  
…市内金融機関(JA, 郵便局を除く)において換金します。
- ・使用条件 使用時に釣銭は出ませんのでご留意ください。  
詳細につきましては別紙「笠岡市民生活応援商品券配付事業特定事業者募集要項」をご参照ください。